

大阪、昭58不83、昭59不49、昭60.4.5

命 令 書

申立人 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

被申立人 土藤生コンクリート株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員A 1及び同A 2に対して、昭和58年10月12日から同60年3月12日までの間、同人らが受けるはずであった賃金相当額（既に支払った金額を除く）及びこれに年率5分を乗じた金額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、次の措置を含め、申立人組合員A 3及び同A 4の昭和59年1月24日付け解雇がなかったものとして取り扱わなければならない。
 - (1) 原職に復帰させること
 - (2) 昭和58年10月12日から原職に復帰させるまでの間、同人らが受けるはずであった賃金相当額（既に支払った金額を除く）及びこれに年率5分を乗じた金額を支払うこと
- 3 被申立人は、申立人に対して下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

執行委員長 A 5 殿

土藤生コンクリート株式会社

代表取締役 B 1

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合員A 1、同A 3、同A 4及び同A 2の各氏を昭和58年10月11日付けで解雇したこと
- (2) 貴組合員A 3、同A 4の両氏を昭和59年1月24日付けで再解雇したこと
- (3) 前記A 1氏らの解雇問題を議題とする団体交渉の申入れに応じなかったこと

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人土藤生コンクリート株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置いて生コンクリートの製造、販売、輸送を業としており、その従業員は本件審問終結時約30名である。
- (2) 申立人全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という）は、関西

地区において、主としてセメント、生コンクリートの製造、輸送に従事する約1,000名の労働者で組織される労働組合であり、会社にはその下部組織として土藤生コン分会があり、本件審問終結時の分会員は4名である。

なお組合は、後述2のとおり昭和58年10月10日、一の労働組合が事実上二つの労働組合に分裂したものの一方であるが、その分裂前の労働組合は、全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部（以下「関生支部」という）という名称であった。

2 関生支部分裂の経緯

(1) 58年ごろ、全日本運輸一般労働組合（以下「運輸一般」という）と関生支部との間では、関生支部の運動方針をめぐる意見の対立が生じていたが、関生支部は、運輸一般による関生支部の運動方針に対する批判は組織分裂を企てるものとして、関生支部への協力を求める要請書を、58年7月29日付けで全国の労働組合、運輸一般全支部等、約700団体に送付した。

(2) これに対して運輸一般は、関生支部のこの行動は運輸一般内部の団結に障害を作り出すものであるとして、58年8月25日の第61回中央執行委員会において、関生支部執行委員長C1（以下「C1」という）に対し、中央執行委員の任務を放棄し、統制を乱したとの理由で、①中央執行委員を解任する ②8月25日以降6カ月間、運輸一般中央役員の被選挙権を認めないとの処分を行う旨決議した。この決議は、9月1日から3日にかけて開催された運輸一般第13回定期大会において承認された。

(3) 9月8日、関生支部は、C1に対する運輸一般の前記処分を不服として、①運輸一般及び同地方本部への組合費納入の中止 ②運輸一般機関紙の購読停止等を決定した。

また、9月26日、関生支部は、運輸一般の指導のもとに結成された「運輸一般の方針を守り、関西地区生コン支部の団結強化をはかる連絡会」の構成員36名に対し、関生支部に対する分裂活動を行ったとの理由で、3カ月ないし6カ月の権利停止処分を行った。

(4) 運輸一般は、関生支部が行った9月26日付け処分が「運輸一般の各支部は、運輸一般の諸決議に従って組合員の指導と統制を行う」旨定めた運輸一般規約第7条並びに関生支部規約第1条及び第7条にてらし無効であるとして、その取消しを求める要請書を、9月30日付けで関生支部に送付した。しかし、関生支部がこれに従わなかったため、運輸一般は、10月6日の第65回中央執行委員会において、関生支部の行った9月26日付け処分を取り消すとともに、C1ら32名に対して、運輸一般組合員としての権利を6カ月ないし8カ月停止する旨の処分を決定した。

また同日、運輸一般は、この処分によってC1ら関生支部執行部には支部大会等の招集権限がなくなったとして、関生支部組合員A5（以下「A5」という）、同A6ら11名に対し、関生支部再建委員会の設置を委嘱し「関生支部第19回定期大会」の開催を準備するよう要請した。

(5) 10月10日、関生支部再建委員会は、茨木市において、関生支部組合員約1,000名の出席のもとに全組合員集会を開催し、出席組合員全員による直接無記名投票を行って、84年度関生支部役員を選出した。なお、A5は執行委員長に選出された。

また、A5は、この日引き続いて「関生支部第19回定期大会」を招集し、この大会で84年度運動方針が採択された。

(6) 一方、同日、C1らは、A5らは分派・分裂集団であるとして、宝塚市において代議

員256名の出席のもとに「関生支部第19回定期大会」を開催し、C 1 を執行委員長に選出するとともに、労働組合の名称を運輸一般関西地区生コン支部労働組合（以下「関生労組」という）に変更した。

また同日、関生労組は土藤生コン分会員であるA 1、A 3、A 4及びA 2（以下、それぞれ「A 1」、「A 3」、「A 4」、「A 2」といい、4名を総称するときは「A 1ら4名」という）ら89名を組織の統制を乱したとの理由で除名した。

(7) 以上の経過から、同日を境に関生支部は、組合と関生労組とに事実上分裂した。

なお、関生労組は59年3月4日、再度その名称を関西地区生コン支部労働組合に変更しており、本件審問終結時、会社における関生労組の組合員は11名である。

3 A 1ら4名の解雇について

(1) 57年4月1日、関生支部と会社との間でユニオン・ショップ協定（以下ユ・シ協定）という）が締結された。

(2) 58年10月11日、関生労組副委員長C 2らは、会社に対して「A 1ら4名を10月10日付けで関生労組から除名したので、ユ・シ協定を適用して即日解雇されたい」旨申し入れた。

(3) 同月11日午前10時ごろ、会社の代表取締役B 1（以下「B 1社長」という）は、A 1ら4名を呼び「関生労組から除名通知及び解雇要求があったので、ユ・シ協定に基づき10月11日付けで解雇する」旨通告した。

これに対してA 1ら4名は「われわれは関生労組とは無関係であり、同労組から除名される理由はない」旨述べるとともに、口ぐちに「この解雇は不当である」旨抗議した。

(4) 同月12日、組合の執行委員A 7、同A 8（以下「A 8」という）及びA 1ら4名が、B 1社長に対して、組合と関生労組との分裂の経緯及びユ・シ協定による解雇は組合の構成員には及ばない旨を記載した「申入書」を示すとともに、解雇の不当性を指摘し、その撤回を要求したが、B 1社長は「申入書」の受取りを拒否し、更に「解雇は正当である」旨述べ、この要求を受け入れなかったため、話し合いは物別れに終わった。

その後、会社は、A 1ら4名の被解雇者が解雇予告手当及び退職金を受け取らなかったため、それらを大阪法務局に供託した。

(5) 60年3月13日、会社は、A 1ら4名に対する前記(3)の解雇を撤回したので、その後組合は、これに関する救済申立てのうち、同人らに対する解雇の撤回及び原職復帰を求める部分（解雇期間中の賃金相当額の支払いを求める部分を除く）を取り下げた。

4 A 1ら4名の解雇を議題とする団体交渉について

(1) 58年10月13日、組合は、A 1ら4名の解雇に関する団体交渉を文書で会社に申し入れたが、会社はその文書の受取りを拒否した。

(2) その後、組合は連日のように会社を訪れて解雇の撤回を求めて解雇に関する団体交渉の開催を要求したが、会社は一切この要求には応じなかった。

(3) 同月17日ごろ、解雇の撤回と団体交渉の開催を要求する組合に対して、出荷課長B 2（以下「B 2」という）は「現時点でも将来でもすべて話し合う気はない。これは社長の考えである」旨述べた。

会社は、その後も本件審問終結時に至るまで、解雇問題に関する組合との団体交渉には一切応じていない。

5 A 3 と A 4 に対する再解雇について

- (1) 11月17日、A 1 ら 4 名は大阪地方裁判所に対して、従業員としての地位保全の仮処分を申請し、12月24日、同裁判所は、A 1 ら 4 名の地位保全申請を認容する旨の仮処分を決定した。
- (2) 同月26日、組合の副委員長 A 9、A 8 及び A 1 ら 4 名が会社を訪れて、A 1 ら 4 名の解雇撤回と就労を要求したところ、応じた B 2 は「今日は社長がいないので応対できない。また明日来てくれ」と述べた。
- (3) 翌27日、A 1、A 3 及び A 2 の 3 名は、会社で B 1 社長と、解雇撤回とその団体交渉について40分程話し合った。席上同社長は「裁判所のこの決定には不服だから本案訴訟で争うので団体交渉はしない」、「仮処分どおりの賃金は支払うが、就労は認めない。また組合の存在も認めない」旨述べて、同人らの就労と団体交渉の要求を拒否した。
- (4) 会社が仮処分決定どおりの賃金を支払わないため、A 1 ら 4 名の被解雇者は、毎月の賃金について7回にわたって会社の財産に対し仮差押手続を行ったところ、会社はやむなく仮処分どおりの賃金を支払った。
- (5) 59年1月11日、会社は、仮処分決定を不服として起訴命令を申し立て、本件は、現在、本案訴訟として大阪地方裁判所に係属している。
- (6) A 1 及び A 2 は、組合の指令に従い毎日会社に出向いて就労を求める組合活動（以下「就労闘争」という）に参加していたが、就労は拒否されていた。

なお、A 3 と A 4 は病気等の理由でこの就労闘争に参加できない場合があった。1月24日、会社は、同人らが6日以上就労していないのは懲戒事由に該当するとして、同人らを再解雇した。

第2 判断

1 A 1 ら 4 名の解雇について

(1) 当事者の主張要旨

組合は、会社がユ・シ協定に藉口して A 1 ら 4 名を解雇したのは、組合及び組合の一員であることを嫌悪して行った不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、A 1 ら 4 名が除名処分を受けたから会社との間に締結されているユ・シ協定に基づき解雇したものであって、何ら不当労働行為には該当しないと主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

同一企業内に二つの労働組合が併存する場合において、一方の労働組合が使用者と締結したユ・シ協定の効力は、他方の労働組合の組合員には及ばないと解することが、労働者の団結権を保障した労働組合法の趣旨にかなうものであると認められる。

そこで本件の場合についてみるに、前記認定第1、2、(5)及び(6)のとおり、関生支部は58年10月10日をもって事実上組合と関生労組とに分裂したが、関生支部と会社との間で締結されたユ・シ協定が仮に関生労組と会社との間において有効に成立しているとしても、組合の一員である A 1 ら 4 名にはユ・シ協定の効力は及ばないのであって、会社の主張は失当である。

以上の判断に加えて、前記認定第1、5、(3)の B 1 社長の「組合の存在を認めない」

旨の発言及び会社の団体交渉拒否の態度を勘案すると、会社が58年10月11日付けでA 1ら4名を解雇したことは、除名を奇貨としてユ・シ協定に藉口して分会員全員を会社から排除したものと判断するのが相当であり、会社のかかる行為は、A 1ら4名を不利益に取り扱うとともに組合を否認するものであって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 A 1ら4名の解雇を議題とする団体交渉について

(1) 当事者の主張要旨

組合は、58年10月13日以降組合が会社に対してA 1ら4名の解雇を議題とする団体交渉を申し入れているにもかかわらず、会社が正当な理由もなく団体交渉を拒否しているのは不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、①ユ・シ協定による解雇問題は大阪地方裁判所に係属しており、法的手続で審理されている事項について当事者で交渉をもつことは、かえって法的手続による事案の解決に悪影響を及ぼすから団体交渉に応じていないのであり、また、②組合からは仮処分申請後は会社に対して団体交渉の申入れもないと主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

会社主張①についてみると、前記認定第1、5、(5)のとおり、確かにA 1ら4名と会社との間には解雇の効力をめぐって訴訟が係属している。しかし、本来、団体交渉は当事者間で自主的に解決することを目的とするものであるから、会社が裁判で争われていることを理由に団体交渉の開催を拒否していたことは、正当な理由が存するとは認められず、会社の主張は採用できない。

次に会社の主張②についてみると、前記認定第1、4、(2)に認められるように、組合は仮処分申請後も団体交渉を申し入れているので、会社の主張は事実と反し、採用できない。

以上要するに、会社が団体交渉を拒否していたことには正当な事由がないと判断されるのであって、会社のこのような行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(3) 救済方法について

組合は、A 1ら4名の解雇を議題とする団体交渉の開催を求めているが、同人らに対する解雇は撤回されたのであるから、主文救済によって十分救済の実を果たし得ると考えられるので、その必要を認めない。

3 A 3とA 4に対する再解雇について

(1) 当事者の主張要旨

組合は、会社がA 3とA 4を59年1月24日付けで懲戒解雇したのは、組合を嫌悪してその弱体化を図った不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、同人らの再解雇は、会社が58年12月24日の大阪地方裁判所の仮処分決定に従って同人らの賃金を支払っているにもかかわらず、同人らが労務の提供を全くしていないから解雇したものであると主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

前記認定第1、5、(6)のとおり、会社が59年1月24日、A3とA4を解雇したことが認められるのでその理由について検討するに、前記認定第1、5からすれば、①組合が仮処分決定後の59年12月26日と27日に、会社に対して就労を要求したこと ②これに対し会社は、就労要求を拒否する旨の意思を表明したことが認められる。

以上の事実からすると、会社は組合の就労要求を拒否しておきながら、他方ではA3とA4を6日以上不就労を理由に懲戒解雇しているが、会社のこの行為は明らかに矛盾しており、正当な理由があるとは到底認められない。

以上に加えて、前記認定第1、5、(3)のとおり、会社がA1ら4名の就労と解雇撤回についての団体交渉要求を拒否する態度をとり続け、また組合の存在を認めない旨の発言をしていること及び審問の全趣旨から勘案すれば、会社は、組合の指令に従った就労闘争に参加することのできなかつたA3とA4を、6日以上就労していないことを理由に59年1月24日に解雇したと判断せざるを得ず、かかる会社の行為は、組合を嫌悪する会社が同人らを会社から排除して、あくまで組合の弱体化を図ったものといわざるを得ず、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和60年4月5日

大阪府地方労働委員会
会長 後 岡 弘